

## 八街市議会基本条例（案）に対する意見と市議会の考え方

対応項目

A：意見を受けて加筆・修正したもの

B：案に意見の考え方が含まれていたもの

C：その他の意見

番号	分類	意見の要旨	対応	市議会の考え方
1	目次 本文	※市民が先では。 第3章 議会と市民との関係→ 第3章 <u>市民と議会</u> との関係	B	八街市議会として、議員意識高揚のため、「議会」を先にしています。
2	前文 (14行目)	※日本語として不自然なので。 さらには→ <u>この要請に応えるため</u>	A	さらには、→(改行せずに) <u>この本質に応えるため、</u> とします。
3	前文 (14行目から)	【下線部への変更願い】 さらには、市民との協働、参加促進を <u>図るため、</u> 公平性、透明性の観点から市民への積極的な情報公開を行うことにより、開かれて信頼される議会を形成し多様な民意を反映させるために、 <u>市民の声を聴き、市民の視点から政策立案、政策提言できる議会を目指すことを責務とする。</u> 又議員間で自由闊達な討議を重ねていくことにより、市民に信頼される議会を形成して行くことを決意する。	B	政策立案等加筆のご指摘については、前文章に謳っており、市民との対話を肝要と考えています。
4	第1条 (目的)	※前文で、以下「議会」という。と定義されているので省略では。 八街市議会運営の→ <u>議会運営の</u>	B	第1条のため「八街市議会」を強調しています。
5	第4条 (議会の活動原則)	【下線部への変更願い】 (2)市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、議案の提出及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）への <u>修正権限を有することを踏まえて</u> 市政運営を監視すること。	B	修正権限は有することは理解しています。本条例(案)第15条では、「八街市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」を定め、基本計画を議決事項にするなど、監視機能の向上に努めます。
6	第4条 (議会の活動原則)	※市政運営の監視により疑義が生じた場合は、内容を明確にして、文書により執行機関に通知し、疑義解消を図るべきと考える。 (2)の条文に次を追加して欲しい。 <u>「なお、監視により疑義が生じた場合は、当該執行機関に対し文書により疑義の内容を通告(又は通知)し、対応を求めること。」</u>	B	議会は「言論の府」でありますし、現状としては、疑義が生じた場合は地方自治法及び会議規則等に則って対処できるものと考えています。

7	第4条 逐条解説	※促進は他人にやらせる。自分たちで行うのが推進。 (2)及び(3)の促進→ <u>推進</u>	A	(2)は議会が自ら推し進めるため、促進→ <u>推進</u> に変更します。 (3)は市民に促すことになります。
8	第5条 (議員の活動原則)	【下線部への変更願い】 (1)市民に対して公平性及び透明性を確保すると <u>共に市民に対する説明責任を十分果たすものとする。</u> (2)市民の多様な意見を的確に捉え、市政発展のために <u>条例の制定、改案等の議案提出の権限を積極的に行行使すること。</u> <u>(3)追加</u> <u>行政への監視機能を強化する観点から調査及び研究を行い、行政への監視する責務を果たすこと。</u> ※原案の(3)(4)は、項をずらす。	B	(1)は議会報告会等で説明責任を果たしていきます。 (2)と(3)の追加については議会の活動であり、第4条で議会の活動を謳っています。
9	第5条 (議員の活動原則)	※本文に追加しては。 (4)議員同士が <u>互いの立場を尊重し積極的に</u>	A	解説(4)議員同士が <u>互いの立場を尊重し積極的に</u> とします。
10	第6条 (災害時の議会対応)	災害は、頻繁に起きては困るし、できるだけ避けたいもの。議会基本条例に載せるのではなく、別の条例や規則に委任する方法もあるし、もし載せるのであれば、最後にしてはどうか。	B	災害時にも議会の対応が迫られています。議会活動、議員活動と同様に重要な位置づけと理解しています。
11	第7条 (会派)	第7条第1項中「同一の理念を有する活動をする会派(以下「会派」という。)」となっていますが、解説文からすると「 <u>同一の理念を有する活動をする政策集団(以下「会派」という。)</u> 」としたほうが良いのではないのでしょうか。	B	解説により、条文をわかりやすく説明しています。
12	第7条 (会派)	解説も含めて、会派は「複数人」と解しますが、議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年八街市条例第2号)第2条第1号では「一人」でも会派となっていますが、この条例との差異は。八街市議会会派規程もありますが、条例の下位規定であり、上位の条例等が変われば、規程の意味がなくなる恐れがあります。	B	議会政務活動費の交付に関する条例の「会派」定義を改正いたします。

13	第 8 条 (定例会の回数等)	<p>議会基本条例は、議会内部のことを定めている。定例会の回数は、外部に知らしめるものであること。市長が招集するものであること。また、他市の議会基本条例では、定例会の回数を定めているものは見当たらない。次のように定めては。</p> <p>(定例会の回数及び会期)</p> <p>第 8 条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分に発揮できる期間を確保し、決定するものとする。</p> <p>2 定例会の招集の回数については、別に条例で定める。</p> <p>(解説)</p> <p>1 定例会の回数や会期の決定に当たっては、十分な審議が尽くせるよう配慮し、決定すると定めています。</p> <p>2 具体的な定例会の回数は、「八街市議会定例会条例」で定めています。</p>	A	<p>(定例会の回数及び会期)</p> <p>第 8 条 <u>定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分に発揮できる期間を確保し、決定するものとする。</u></p> <p><u>2 定例会の招集の回数については、別に条例で定める。</u></p> <p><u>3 議会は、市政における重要案件に対し、迅速かつ弾力的に対応するために、臨時会の活用について配慮するものとする。</u></p> <p>(解説)</p> <p><u>(1) 定例会の回数や会期の決定に当たっては、議会機能が十分に発揮できるように配慮し、決定すると定めています。</u></p> <p><u>(2) 具体的な定例会の回数は、「八街市議会定例会条例」で定めています。</u></p> <p><u>(3) 臨時会の活用については積極的に配慮するものと定めています。</u></p> <p>とします。</p>
14	第 8 条 (定例会の回数)	<p>※前文で、以下「議会」という。と定義されているので省略では。あえて強調しているのか。</p> <p>八街市議会の一議会の</p>	A	No.13 で修正
15	第 9 条 (市民参加)	<p>【下線部への変更願い】</p> <p>(市民参加と説明責任)</p> <p>2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、<b>積極的に</b>市民の意見を把握することに努めるものとする。</p>	B	議会報告会等で説明責任を果たしていきます。
16	第 10 条 (議会報告会)	<p>【下線部への変更願い】</p> <p>議会は、議会で行われた議案等の審議経過、結果について市民への報告及び市政全般に関する諸問題についての意見交換を行なうために、<b>年 2 回以上</b>議会報告会を開催するものとする。</p>	A	<p>積極的に、必要に応じて議会報告会を開催をしていきます。</p> <p>解説に、議会報告会の開催の詳細は、「<u>八街市議会議会報告会等実施要領</u>」を定めています。を追加します。</p>

17	第 1 1 条 (広聴広報機能の充実)	【下線部への変更願い】 議会は、 <u>市民の知る権利を保障し、開かれた議会を実現するために、議会活動に関して様々の媒体を活用し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう積極的に広聴及び広報活動の充実に努めるものとする。</u>	B	取り組みについては、解説により説明しています。
18	第 1 2 条 (会議の公開)	【下線部への変更願い】 議会は、市民に開かれた議会運営に努めるため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。 <u>又公開しない場合は、理由を明らかにしなければならない。</u>	A	議員又は住民の一身上の事件にかかる審議等であるため、議事を明らかにすることはできないこともあります。 解説に、 <u>公開しない場合は、理由を明らかにします。</u> を追加します。
19	第 1 3 条 (請願と陳情)	【下線部への変更願い】 議会は、 <u>市民からの請願及び陳情について、原則として市民からの政策を提案と位置付け、重要な機会と認識し、真摯に対応するよう努めるものとする。</u>	B	請願、陳情は、国民全てから受けています。
20	第 1 3 条 (請願と陳情) 逐条解説	※第 1 0 条では、議会報告会に関する事項は別に定めるとなっている。本条には記載がなく、いきなり逐条解説に明記してあるので。 <u>3. 委員会における請願者及び陳情者の意見陳述に関する事項は、別に定める。</u>	A	<u>3 委員会における請願者及び陳情者の意見陳述に関する事項は別に定める。</u> を追加します。 解説(3)意見陳述実施要綱→ <u>意見陳述実施要領</u> を定めています。とします。
21	第 1 4 条 (市長との関係)	(3)議員の質問 <u>等</u> に対し反問することが出来る。等とは何を指すのか。曖昧な言葉は載せない方が良いのでは。また、反問の定義がなくて良いのか。	B	「等」に要望、質問の趣旨や真意を指しています。
22	第 1 4 条 (市長との関係)	「会議」とは何を指すのか。「本会議」のことであれば、 <u>「本会議」と表記したほうが良いのでは。</u>	B	「会議」として本会議、委員会を指しています。

23	第14条 (市長との関係)	<p>反問権について、議長の許可とあるが。本会議のみでしょうか。</p> <p>常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に、市長等が出席した場合は、反問できないのでしょうか。</p> <p>3項について次のよう修正しては、<u>3本会議において議員は、一問一答方式を積極的に活用することに努めなければならない。</u></p> <p><u>4議長から本会議及び常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の各委員長から出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。</u></p>	A	No.22 で回答してあるとおり、委員会においても反問権は行使はできますので、委員長も含めるため、3に追記いたします。議長の許可を得て→ <u>議長等</u> の許可を得てとします。
24	第14条 (市長との関係)	第4に関連して、反論権は御検討されたのでしょうか。	B	検討しましたが、反問権で運営して行きます。
25	第14条 (市長との関係)	一般質問通告書を見ますが、質問の趣旨が理解できないことが多く、第14条に記載されているように質疑の趣旨を確認するため質問者に反問することも必要ではないでしょうか。	B	現在、議員の発言の趣旨、内容確認について運用していますが、反問について明文化していないため、条例化しました。
26	第18条 逐条解説	※予算を決めるのは議会。本文に記載がないので。 <u>市長等に対し</u> を削除しては。	A	解説の <u>市長等に対し</u> を削除します。
27	第20条 (委員会)	議員で結成されている委員会がありますが、少なくとも6委員会は条文中に記載があった方が良くないでしょうか。(議会運営委員会、総務常任委員会、文教福祉常任委員会、経済建設常任委員会、広聴広報特別委員会、議会改革特別委員会)	B	常任委員会、議会運営委員会は「八街市議会委員会条例」で定めています。特別委員会は、必要に応じて設置することになります。
28	第20条 逐条解説	※制度の説明が解りづらいし、日本語としておかしいので、参考人制度と公聴会制度を別々に説明した方がよい。	A	参考人、公聴会を別に解説します。 <u>参考人…委員会がその調査又は審査が必要があると認めるときに出席して意見を述べる者。</u> <u>公聴会…委員会における予算その他重要な案件の審査時に利害関係者又は学識経験者に意見を求める会。</u>
29	第29条 逐条解説	※文章の流れから。 議員の担い手の適性確保のために →議員の担い手の <u>適正</u> 確保のために	A	解説の担い手の適性確保→担い手の <u>適正</u> 確保に変更します。

30	全般	会議規則ではなく、条例にする必要があるのでしょうか。また、この条例により「何が」変わるのでしょうか。	C	市議会の決意の表れであります。これからの八街市議会の道しるべとなります。意識が変わり、少しの変化がいずれ大きくなると考えています。
31	全般	この条例は市民の意見を聞く事が強調されていますが、市民の声をどのように汲み取ったかが大切であると思います。条例の第10条には議会報告会の記載がありますが、報告会で収集された声なのでしょうか。あるいは各議員の意見なのでしょうか。前文には常に市民との対話の中からと記載されているように、市民の声を汲み取ってもらえる議会運営をお願いしたい。	C	ご意見ありがとうございます。議会報告会の開催、請願者及び陳情者の意見陳述を明文化しました。市民との対話での意見や要望について議会運営に反映して参ります。